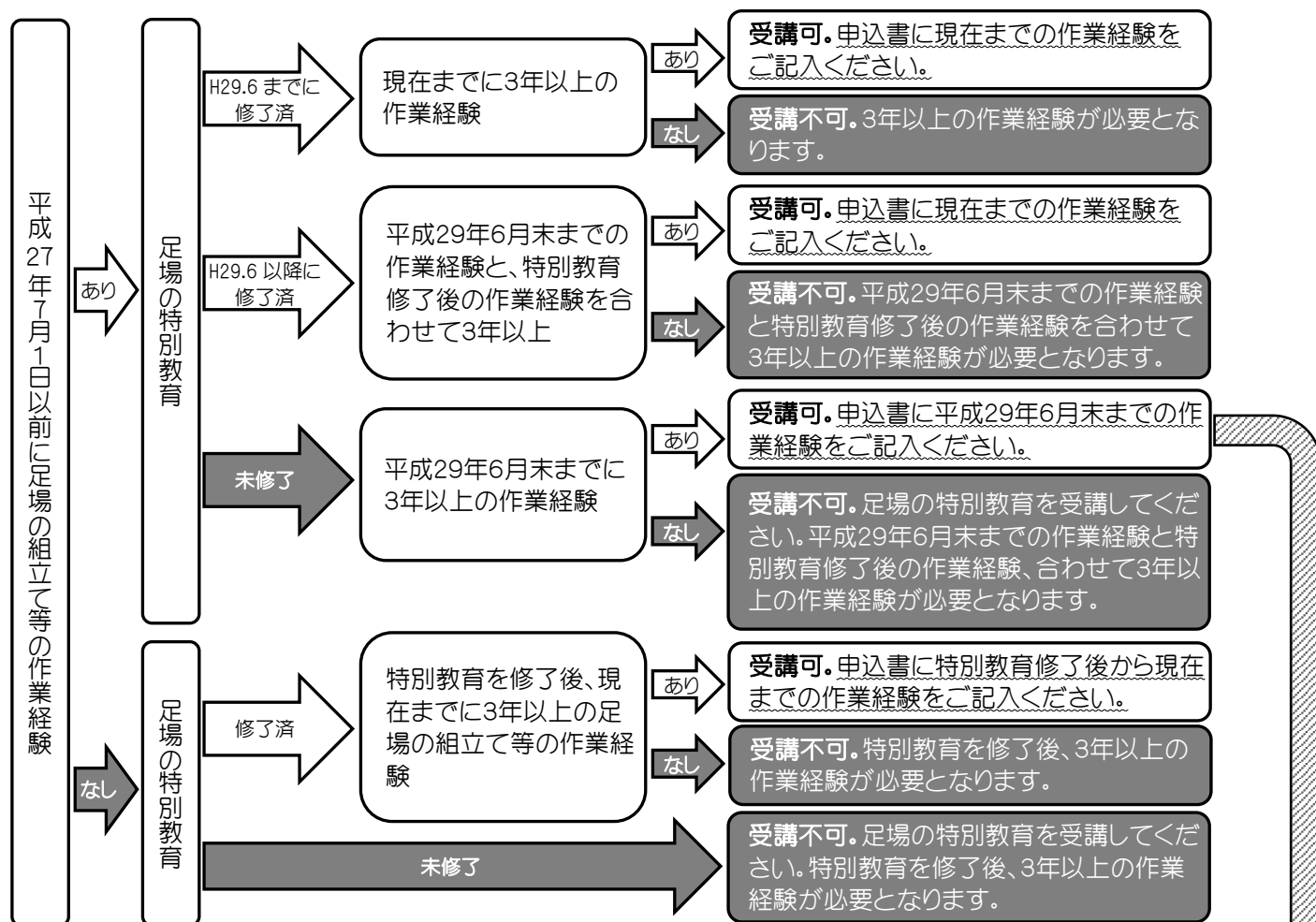


足場の組立て等作業主任者技能講習を受講される方へ

受講申込書の作業経験欄の記入について

平成27年7月1日施行の安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て、解体又は変更に係る作業に従事する方を対象として特別教育の受講が義務づけられました。
(平成27年7月～平成29年6月までの2年間の猶予期間がありました。)

従って、平成29年7月1日以降、足場の組立て等の特別教育を修了されていない方の作業従事は法令違反となります。 それに伴い、足場の組立て等作業主任者技能講習を受講される方は、下の表にて作業経験をご確認の上、受講申込書の作業経験欄の記入にご注意ください。



●足場の特別教育を修了した方は、
申込時に修了証の写しを添付
してください！

— お問い合わせ先 —
建設業労働災害防止協会埼玉県支部
〒336-0031
さいたま市南区鹿手袋 4-1-7
(埼玉建産連会館 3F)
TEL 048(862)2542 FAX 048(862)9764

申込書の作業経験欄にご注意ください!!

※受講される講習科目の上にて○印をつけて下さい。	受講番号
石綿	作業主任者技能講習受講申込書
	[講習月日:平成 年 月 日()~
連絡先電話番号	写真: 1枚縦3.0cm申請前撮影し正無背(裏面)
作業経験(該当する職種の仕事経験)	作業に従事した時から平成29年6月までの作業経験をご記入下さい。

平成 29 年 6 月 (年 月)